

平成24年2月28日

各 位

上場会社名 株式会社コージツ
代表者 代表取締役社長 櫛木 裕二
(コード番号 9905)
問合せ先責任者 経営管理本部長 海老澤 嘉
(TEL 03-5283-8866)

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関する承認決議 並びに全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成24年1月25日付け当社プレスリリース「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」（以下「平成24年1月25日付け当社プレスリリース」といいます。）にてお知らせいたしましたとおり、本日、当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式（下記「1. ②」において定義します。以下同じです。）の取得につき、当社の第50期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）及び当社普通株主様による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、下記のとおり、いずれも原案どおり承認可決されましたので、お知らせいたします。

この結果、当社普通株式は、株式会社大阪証券取引所の開設する市場であるJASDAQ（スタンダード）（以下「JASDAQ」といいます。）の定める上場廃止基準に該当することとなりますので、本日から平成24年3月29日までの間、整理銘柄に指定された後、平成24年3月30日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式をJASDAQにおいて取引することはできません。

また、当社は、本日開催の取締役会において、全部取得条項付普通株式の取得について、平成24年4月3日を基準日と定め、同日の最終の当社株主名簿に記録又は記載された株主様をもって、平成24年4月4日を取得日として、その保有する全部取得条項付普通株式の全部（但し、自己株式を除きます。）を当社が取得し、当該取得と引き換えに、全部取得条項付普通株式1株につき、当社A種種類株式（下記「1. ①」において定義します。以下同じです。）を1,000,000分の1株の割合をもって交付する株主様として定めることといたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に係る議案の内容

当社は、平成24年1月25日付け当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、投資事業有限責任組合DRCKJ及び投資事業有限責任組合DRCII（以下、併せて「DRCら」といいます。）の提案のとおり、本定時株主総会及び本種類株主総会において、株主の皆様からご承認をいただくことを条件として、以下の①から③の方法により、当社をDRCらの実質的な完全子会社とするための手続（以下、総称して「本完全子会社化手続」といいます。）を実施することを議案として上程いたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更し、定款変更案第6条の2に定める内容のA種種類株式（以下「A種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを新設し、当社を種類株式発行会社（会社法第2条第13号に定義するものをいいます。以下同じです。）といたします。
- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部を追加変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設いたします（なお、全部取得条項が付された後の普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。

③ 会社法第171条並びに上記①及び②による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、当社は、株主の皆様（当社を除きます。）から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得の対価として、当社は、株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株と引換えにA種種類株式を1,000,000分の1株の割合をもって交付いたします。なお、この際、DRCら以外の株主の皆様に対して交付されるA種種類株式の数は、いずれも1株未満の端数となる予定です。

2. 種類株式発行に係る定款一部変更（本完全子会社化手続のうち①）の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

種類株式発行に係る定款一部変更の件は、本定時株主総会における第2号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。本定時株主総会第2号議案の内容は、平成24年1月25日付け当社プレスリリースの「Ⅱ. 定款の一部変更」の「1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件（定款一部変更(1)）」に記載のとおりです。

(2) 効力発生日

種類株式発行に係る定款一部変更の件に係る定款変更の効力は、本定時株主総会における承認可決をもって本日生じております。

3. 全部取得条項に係る定款一部変更（本完全子会社化手続のうち②）の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

全部取得条項に係る定款一部変更の件は、本定時株主総会における第3号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも原案どおり承認可決されました。本定時株主総会第3号議案及び本種類株主総会議案に係る定款一部変更の内容は、平成24年1月25日付け当社プレスリリースの「Ⅱ. 定款の一部変更」の「2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件（定款一部変更(2)）」に記載のとおりです。

(2) 効力発生日

全部取得条項に係る定款一部変更の件に係る定款変更の効力は、本定時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、平成24年4月4日に効力が生ずるものであります。

4. 全部取得条項付普通株式の取得（本完全子会社化手続のうち③）の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得の件は、本定時株主総会における第4号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。本定時株主総会第4号議案の内容は、平成24年1月25日付け当社プレスリリースの「Ⅲ. 全部取得条項付普通株式の取得の件」に記載のとおり、会社法第171条第1項並びに本完全子会社化手続の①及び②による変更後の定款に基づき、株主の皆様から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得と引き換えに、全部取得条項付普通株式1株につき、新たに発行するA種種類株式を1,000,000分の1株の割合をもって交付するものです。なお、DRCら以外の各株主の皆様に対して交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

(2) 効力発生日

全部取得条項付普通株式の取得の効力は、上記3.の「全部取得条項に係る定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が生じることを条件に、平成24年4月4日に効力が生ずるものであります。

(3) 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続き

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、当社は、株主の皆様から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得と引き換えに、その所有する全部取得条項付普通株式1株につき新たに発行するA種種類株式を1,000,000分の1株の割合をもって交付するものです。これによりDRCらを除く全部

取得条項付普通株主の皆様に対して交付するA種種類株式の数は1株未満の端数となる予定であり、1株未満の端数となる全部取得条項付普通株主の皆様に対しましては、会社法第234条の定めに従って以下のとおり1株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることとなります。

当社では、全部取得条項付普通株式の取得が承認された場合に、全部取得条項付普通株主の皆様へ交付することとなる1株未満の端数の合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数のA種種類株式について、会社法第234条第2項及び第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で当社が買い取ることを予定しております。

この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られる場合には、別途定める基準日（取得日の前日を基準日とすることを予定しております。）において各株主の皆様が保有する当社普通株式の数に金130円（DRCらによる当社普通株式等に対する公開買付けにおける当社普通株式1株あたりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様に対して交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

5. 上場廃止の予定について

上記のとおり、上記承認可決の結果、当社普通株式は、JASDAQの上場廃止基準に該当することとなりますので、当社普通株式は、平成24年2月28日から平成24年3月29日までの間、整理銘柄に指定された後、平成24年3月30日をもって上場廃止となる予定であります。上場廃止後は、当社普通株式をJASDAQにおいて取引することはできません。

6. 本完全子会社化手続に関する日程の概略（予定）

本完全子会社化手続に関する日程の概略（予定）は以下のとおりです。

①	種類株式発行に係る定款一部変更（本完全子会社化手続のうち①）の効力発生日	平成24年2月28日（火）
②	整理銘柄への指定	平成24年2月28日（火）
③	全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付に係る基準日設定公告	平成24年2月29日（水）
④	当社普通株式の売買最終日	平成24年3月29日（木）
⑤	当社普通株式の上場廃止日	平成24年3月30日（金）
⑥	全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付に係る基準日	平成24年4月3日（火）
⑦	全部取得条項に係る定款一部変更（本完全子会社化手続のうち②）の効力発生日	平成24年4月4日（水）
⑧	全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付（本完全子会社化手続のうち③）の効力発生日	平成24年4月4日（水）

以上